

令和5年度 第1回京丹後市政治倫理審査会

- 1 開催年日時 令和5年12月19日(火)
開会 午後2時00分
閉会 午後4時00分
- 2 開催場所 京都テルサ東館2階 第10会議室
(京都市南区)
- 3 出席者委員 見上崇洋会長、永島宣彦副会長、山田陽子委員、
須賀博志委員、曾根寛委員
(事務局) 中西俊彦総務部長、服部忍総務課長、
岡田直純総務課課長補佐、稲川亮太総務課係長
- 4 内容 政治倫理基準抵触調査請求に対する調査及び審査について
- 5 公開・非公開 公開及び一部非公開(京丹後市政治倫理条例(平成18年京丹後市条例第61号)第11条ただし書の規定による)
- 6 一部非公開の理由 当該審査会の一部について、審査結果報告書案そのものの文言を詰めるための審査であり、その過程における個々の発言をもって審査結果として取り上げられるおそれがあるので、京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例(平成16年京丹後市条例第239号)第5条第5号アに該当するもの。
- 7 傍聴人の数 3人

8 閲 覧 資 料

- (1) 会議次第
- (2) 政治倫理基準抵触調査請求書の写し（添付資料は除きます。）
- (3) 釈明請求書の写し（添付資料は除きます。）

※調査請求書及び釈明請求書の印影は非公表としています。

発言の要旨

- 服部課長 本日はお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻になりましたのでただいまから、京丹後市政治倫理審査会を開催させていただきます。本日の京丹後市政治倫理審査会は、令和5年11月16日付、京丹後市民オンブズマン代表、有田光亨氏から政治倫理基準抵触調査請求書が提出されたことを受けまして京丹後市政治倫理条例第15条の規定に基づき開催するものでございます。請求を受けた令和5年11月16日から起算し60日以内、1月14日までに審査結果報告書を市長に提出しなければならないということになっております。本日の審査会において5名の出席を得ており、条例第10条の規定は、半数以上の出席となっているということから、本日の京丹後市政治倫理審査会は成立していることを報告させていただきます。同じく第10条の規定により、会長が議長となつて会議を進めていただくことになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

最初に会長よりご挨拶をいただきまして始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

- 会長 座つたままで失礼いたします。

久しぶりの開催ということでございます。事務局からご紹介ございましたように請求が1件出て参りましたので、これについての審議を行いたいと思ひております。今始まる前のやりとりがございまして、当事者として説明が必要ではないかというやりとりがあつたかというように思ひます。私も細かく全部覚えていゝわけではありませぬけども、以前の会議で申し立ての方のご意見を聞いたこともありました。議会での不規則発言があつたとかそういうことがありましたし、だからこれを、形式的にどう扱うかというのは一つ考えてみる余地があるかと思ひますけども、せつかくここにおいででございますので、冒頭に申し立ての趣旨を説明いただくということについては、委員の皆様にご同意いただければ、構わなゝいのではないかとと思ひますけどいかがでございますでしょうか。

(…… 全委員同意 ……)

- 会長 そういうことで申立人の方から、請求のご趣旨について、文書で大体おっしゃっていたような中身は我々承知しているつもりではございますけども簡単にご説明いただくということでお願いしたいと思っております。その後審議に入らせていただきます。

(…… 申立人同意 ……)

- 会長 時間も限られておりますので、10分なり15分なりでお願いします。
- 申立人 今日はお世話になります。京丹後市民オンブズマンの●●と申します。代表者ではありません。代表者は有田といいます。私は副代表の●●です。よろしくをお願いします。

我々オンブズマンといたしましては、長年にわたって、この問題、くみはま SANKAIKANの問題ですとか、みなと悠悠の問題ですとか、これを何回となしに議会でも申請して、議論させていただきました。しかし一向に解決できません。従いまして、今年の3月の議会で、議員の永井さんという方に、議会に対して、紹介議員として請願をしていただきました。初めて議会に取り上げられて、3月議会、6月議会、9月議会、12月議会と済んだんですが、全部継続です。継続審議。それで僕らが一番言いたいのは、長年に渡って、先ほども申し上げましたように固定資産税が一銭も入っておりません。あの契約書通りに事がなされておれば、少なくとも固定資産税2,500、2,600万円は、京丹後市の方に入ってくる予定がゼロです。それとその当時の顧問弁護士田中先生も、おっしゃったように裁判したらどうかとか、固定資産税相当額でも使用料としてもらったらどうかという話を法律相談でなされているわけですが、それとて、市の方は何ら行動は一切ありません。すべて未解決です。そして今度の新しい弁護士の先生が顧問弁護士になられてその先生に相談されていると。その先生がおっしゃられるには、まず裁判をするには、相手方、神社ではなしにアウルコーポレーションさんのバランスシートが必要だと、そういうこともおっしゃっている。だけど我々から

したら、なぜバランスシートが必要なのか。アウルコーポレーションさんは当事者です。それは固定資産税を払わない方がよっぽど利益になるわけですよ。そこはそういうものを出したくないというのは当たり前ですけども、果たしてそれが本当に必要なのかどうか。議会の方も弁護士の方に確認もしていません。それで我々はそれを今の顧問弁護士の先生に確認をせよと、本当にそういうものが必要なのかどうか。一部の弁護士の先生に我々がお尋ねしたところ、そんなものは必要ありません、という回答を得ております。それから契約書について、5年ごとということは、今の総務部の中西部長も5年ごとに数回見直したと、数回自動更新になっていると。こういうふうに発言されておりますが、5年ごとなんてどこにも書いてありません。当初の5年間というのは書いてあります。その後1日でも早く、蛭児神社さんとアウルコーポレーションさんが契約なさって、それで市としては、1日も早く固定資産税を納めてもらえるようなことを努力しなければならないけれども、何一つ努力してない。だから我々オンブズマンもそうですが、市民の人もそうですよ。これはもう癒着していると。都合のいいようにのりくらしと、市の方は逃げ回っているというようにしかもうとることができません。なぜなら今のままにしておいて、市として何のメリットもありません。それよりも不信感を買うばかりです。細かいことを言い出すとたくさんありますけど、もうざっと二つ。この大きな点をご判断いただきたい。確かに法律に違反しているとかそういうことではないですけども、行政としての体をなしていない。ましてやもうこれは疑って、疑ってどうなっているのだと。癒着しか考えられません。従いまして、我々として次はもう提訴裁判に訴えるぐらいのことをもう行動を起こさないと仕方がないかなあというようなことも考えております。ただし、議会の方がやっぱりこの問題を軽視しなくてですね、もっともっと色々なことを考えていただいて、神社と中山市長が直接会われたことはおそらくないと思います。直接何回も訴えて何とか早くしてくださいと、市の実情も訴えたり、そういうことがなされているならともかく、まだ一生懸命努力している、何年間努力してい

るんですかということなんです。10 何年経ってもまだ努力している。これは努力なんてことは通りませんよ。もう癒着そのものです。厳しいご判断をお願いしたいと思います。以上でございます。

- 会長 申立人の代理でご発言いただいたというように理解させていただきたいと思います。今のご質問でございますけどもとりあえず調査請求書に書かれておりますのは、京丹後市政治倫理条例第 3 条第 1 号の公職者としてその品位と名誉を損なう行為を慎み、公務の執行に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、これに抵触するというところでございまして、その内容につきましては、ここだけちょっと読み上げさせていただきますと、平成 15 年 3 月 3 日、旧シルバーハウスの使用貸借契約無償譲渡特約付きが旧久美浜町長吉岡光義氏と株式会社アウルコーポレーション代表取締役沖田繁子氏との間で町有財産の使用貸借契約を締結したが、いまだに無償譲渡が行われず市に入るべき固定資産税およそ 2,500 万円あまりが入っていない、これについて資料があると。そして、市の顧問弁護士であられる田中彰寿氏は、市との法律相談において、市が借地権譲渡（借地借家法第 19 条）の裁判を起こしたほうがよい。さらに固定資産税相当額くらいはもらったらどうか。さらに、無償譲渡の案件は再度議会へ出すべきだろうと。使用貸借は契約書の文面は 5 年と明記しているので、継続しているとは言えないと回答を得たが、平成 24 年 1 月 6 日、今に至るも何一つ実現していないと、これも資料がございまして。また、令和 3 年 2 月 13 日から令和 33 年 2 月 12 日までの土地の使用貸借契約の 30 年の更新がなされるも、京丹後市議会本会議での報告等もなく、たまたま総務委員会の休憩時間において、総務部長より報告があったが、委員の誰もが、記憶がなく、令和 5 年 3 月定例会に出された総務委員会における請願審査において、再度の総務部長の説明で判明したものであります。これも資料がございまして。過去においても、合併後の決算委員会や陳情等々みなど悠悠については疑惑も指摘され京丹後市には何一つメリットはなく、癒着そのものであります。こういう申立書になっているところでございまして。この申し立てにつきましては資料等で、情報公開請求で出されました資料等がつけられておるといってございまして。これに対しまして、申立人の相手方である中山泰市長から政治倫理基準抵触調査請求書の内容に関する意見というものが出されてお

まして、これがいわゆる申し立てに対する反論だというように位置付けられるか
と思います。本日の審議は、主としてこの申立書と、それから、中山市長の釈明
の突き合わせをしてみるというところから始めてみたらどうかと思っておりま
すが、そういう進め方でよろしゅうございますでしょうか。

申立内容は5年と書いてあって5年が経過すれば、無償譲渡するはずだと、無償
譲渡がなされれば、当然今度は私人が所有者となるので固定資産税が入ったはず
であると、それをこの期間で計算すると 2,500 万円云々ということになるんだと
こういう主張でございます。

それに対して市長の意見というのは、幾つかございますのでその一つ一つにつ
いて確認をしていきたいというように思っております。まずそれぞれ指摘が 1 か
ら 4 と大きく 4 点ございますので 4 つに分けてご検討いただければというように思
います。中山泰市長の指摘の 1 というのは、旧久美浜町長吉岡光義と町有財産の
使用貸借契約を締結したが、いまだに無償譲渡が行われず市に入るべき固定資産
税およそ 2,500 万円あまりが入っていないということについての中山市長の見解
は次のようになっております。

まず、旧シルバーハウスに係るご指摘中の、無償譲渡が行われるためには、使
用貸借契約書に以下、単に使用貸借契約書という、云々ということが書かれてお
ります。その使用貸借契約が行われることとされています。その上で現在まで
こうであるし、当局久美浜町から合併により継承したものを含め乙及び地主など
の関係者間で必要な交渉努力を継続しているものの、第 2 号に掲げる貸借物件の
敷地について乙と地主との間で貸借契約が締結されていること又は締結される
見込みであること旨の譲渡条件の核心である当該貸借契約は未だ締結されず、
またその見込みが立つに至っていない状況です。従って、無償譲渡が可能となる
べき契約上の前提が整わないのに、仮に、法的根拠のない一方的な事情でこれ
を行うこととなれば不適切、不適法な行政執行となるもので、このため元より現状
無償譲渡が行われていません。なお、別途使用貸借契約書第 15 条に、契約の解除

が可能となる一定条件事項が掲げられていますが、もちろん現状はそのいずれにも当たりません。よって、乙への譲渡が行われていない以上、譲渡による当該固定資産税もそれ自体発生していません。

これが中山市長からの回答ということになるわけですね。

要するに、無償譲渡が行われていないのは当該の条件とされていた賃貸借契約が締結されていないから、契約がなされていない以上、無償譲渡をしないとイケないという条件が成就されていないんだとこういう話になっていると。

これが1点目でございます。

これについて、委員の皆さん何かご意見はございますでしょうか。

賃貸者契約が行われていないというのは事実であるわけですね、行われていないという事実であると。

問題はなぜ賃貸借契約を行っていないのかという話になるとそのやりとり等についてはここでは書かれていないのかなというように思うわけで。私の感想は後で述べたいと思いますけども、この話はこれでよろしゅうございますか。何かございますか。

- 委員 一つ疑問がありますが、神社がアウルコーポレーションと契約しないっていうのがずっと状況が続いているわけですね。それで交渉をされているといったことが書かれていますがこれは具体的にいつ頃どのような話をされているのか、肝心の神社とアウルコーポレーションの契約について未だ見込みが立っていない状況ですし、田中弁護士との相談の中では、神社側はいつまでも承諾しないだろうということを話されていますが、この経過を見ますとアウルコーポレーションとの契約は未来永劫無理なような印象を受けるのですが、市として今後の展望と言いますか、どう見通しておられるのか、将来的に契約出来ると見ておられるのか、また出来ない場合はずるずるとこのままいってしまうのか、そのあたりが分からないところなのですが。
- 会長 ちょっと感想を申し上げるのは後ほどと先ほど言ったんですがこの文書を最初に読ませていただいた限り、適法違法のやりとり、或いはその契約書が正式

に締結されたかどうかというやりとり以前の話で、少し論点が出てくるのかなというように思っています。ですから、神社と市との間でのちゃんとしたことをやっていきなさいよというのがどこまで詰められているのかということが一番の焦点ではないかなというように思うんですね。だから、適法違法の問題でいうと契約書が締結されてないからそれを履行してなければ無償譲渡する必要はないんだと、これは引っ掛かりなく話が行くんですけども、なぜその契約を締結できないのかというところの話をしない限りは、この問題の核心に入らないというのは、委員と実は同じ感想を最初に持っています。多分請求の核心もその辺にあるのかなとは思っているわけですね。ですから、適法か違法かの議論に入るとその中山市長の反論は、適法違法の話でいけば、適法だという論点ですずっと話が進んでいくんですけども、適法違法の前にもうちょっとちゃんとせよという話でそれが政治倫理の話であるとすれば、そこはどうなっているんでしょうかねっていう話です。そうすると、私が中山市長の意見書を読んだときに、どこまで交渉がされそうなのか、されつつあるのか、委員が今疑問を出されたように、本当に神社との交渉というのが、結論までいきそうな先行きといたしますか、見えているのかというあたりが説明されるべきところかなというのは少し感想としてはあります。ただ個人的にはですね、ただこれが審査会としての結論になるかそれはまた別ですけど、とりあえずの印象としてはそういうことがございます。その辺あたりどういうふうに考えたらいいか、もしご意見ありましたら補足もしくは反論等々、お教えいただければというように思いますけども。

この指摘 1 の賃貸契約がいまだ締結されてないこれは確かですね。されていない限りは無償譲渡される条件は成就してないと。成就していないのだから、それは違法ではないとこの三段論法は成り立つんですけども、なぜ契約締結しないのかという話に入るのか入らないのかと入る必要はないのかとその辺ちょっと検討してみる必要があるのかなというのがこの 1 番で、それは委員のご指摘の通りでありますけど。

- 委員 もう一点すみません。この蛭児神社のこの代表役員、宮司さんは旧久美浜町が契約書を締結されたこれ 20 年前から現在までずっと代表役員の方は変わっていないのでしょうか。代わられたんですか。
- 申立人 代わりました。今は舞鶴の大森神社の宮司さんが兼務をされています。

- 委員 要するに宮司さんと言うか、代表役員が変わっているわけですね。変わっているにもかかわらずその契約については同じような状況が続いているということではよろしいのでしょうかね。
- 会長 その辺、事務局でお話できる範囲で事務局から何かありますか。
- 申立人 ちょっとよろしいでしょうか。
- 会長 いやちょっとお待ちください。
- 中西部長 事務局として参加しています総務部長の中西です。たまたま私の部の案件でもありますので概略を今の件についてお話をさせていただきます。

先ほどありましたように、蛭児神社の宮司についてはこの令和 5 年 4 月から、交代をされております。そうした中でこの間、市としましても神社側の方にお話をさせていただこうというような形でアポイントを取る努力はしていたんですけども、また後程、指摘の 3 のところにもありますが、土地につきましては、市の方が、旧久美浜町が平成 3 年から 30 年間賃貸借契約を締結してしまっていて、そのことがありまして、平成でいきますと平成 33 年まで土地の賃貸借契約は進んでいるという中で、前の宮司さんの方からは、この 30 年間の期日の更新の直前になれば市と話をする用意はあるけれど、それまでは市との話はちょっとするつもりがないということで、なかなかお会いいただけなかったということがあって延びているということがあります。

そうした中で宮司が代わられまして、この間の経過のことも新しい宮司さんにも説明をさせていただきながら、現在におきましては、神社側につきましても、地元のみなと悠悠という施設が撤退されることについては何とかならないかという問題意識を持っておられるというような中で、現在はアウルコーポレーションと蛭児神社と、それから京丹後市も同席をした中で課題解決に向けた協議の場が今、始めさせていただいているところでありまして、まだ新しい宮司さんになりまして 1 回しかその場はまだ設けられていませんが、その中で引き続き話し合いをすることにいたしましょうということで前回は別れましたので、今はそういう状況です。そういった中で、この契約書にあります第 7 条の直接の賃貸借契約の締結に向けて、課題の方の意識は共有をされておりますので、それに向けて今、テーブルについているという状況ですので、今後ずっとその締結する見込みがないのではないかという平成 24 年の弁護士相談の時の見解のようにテーブルにすら

つくことができなかつた状況から少し変わっているという状況があるということ
でございます。ただ、期日がいつになるのかというようなところまで、明確に言
える状況にはないということです。

- 会長 4月に宮司がお代わりになってその後1回交渉された。同じテーブルでと
いう話でよろしいですか。正確なものとはともかく、大体いつ頃だったか覚えてい
る範囲で結構ですのでいかがでしょうか。
- 中西部長 はい。確か10月の上旬だったと記憶しています。
- 会長 というような話で。ですので契約締結について、できてないということの
前段階のその努力がどうなされていて、今後どのような見込みがありうるの
かということが争点になるとすれば、今の話が一つの材料ではあるということで、
ご理解をいただきたいというように思います。よろしゅうございますでしょうか。
- 委員 すみません。これ途中の契約書ばかりで最初の契約書が見当たらないので
すが。
- 委員 最初の契約書は資料8でしょうか。
- 委員 これですね。土地貸借契約書だと土地の使用目的を旧久美浜シルバーハウ
スの用地としての使用だったのが、その目的が変わっているわけですね。そうす
ると神社の側から契約解除を申し立てられたら市としては拒否できないという状
況に今あるのですかね。資料8の第2条、使用目的を限定した土地貸借として契
約しているのにどういう経緯か、その目的外に転用されたというように神社の側
はお考えなのでしょうか。契約書だけ見てそういうように見えるので。
- 委員 今の点、おそらく今回の変更契約書土地貸借契約変更契約書で、これ資
料8の最後に添付されている契約書、これの第1条で目的をやはり変えられてい
ますね。なので今現状は神社さんの方から目的外で解除は言われたいとは思いま
す。でもおそらく、ここ想像ですけど、平成15年当時にお話は多分されているん
だろうと思うんですけどね。それがおそらく契約書上を明確に、変更というまで
は残ってなかったじゃないのかなってこれはちょっと想像になりますけども。
- 委員 私が見ていなかっただけですね。
- 会長 今の件はよろしいですか。
- 委員 蛭児神社さんがどうしてずっと契約を拒否しておられるのかというところ
がずっと気になっていて。

- 会長 蛭児神社さんと契約やお話ができないというのはどういう原因でどういう状況なんですか。そういうことは市役所としては、掴む必要があるのかないかよくわかりませんが。たまたまできないのか、話をしないという姿勢なのか。
- 中西部長 はい。先ほども少し触れましたけれども、旧久美浜町で平成 3 年から 30 年間の土地の賃貸借契約をされている途上におきまして、市と神社との土地の賃貸借契約であるというようなことから、それを第三者にするということについて、お話をさせていただきたいということをこれまでからしていたようですが、契約の期限更新前にはお話を聞くけれど、それまでは聞くつもりがないということで交渉自身をそのテーブルに乗っていただけなかったということがあります。その真意としてはちょっと明確なことは、お聞きはできてないんですけれども、その契約としては更新する途中のことになりますので、そこについては、以前は電話をかけても、もう出ていただけないというような状況もずっと続いていましたので、そういった中で交渉をしようにもできなかったということがあります。

ただ、現在については先ほど申しあげました通りでございます。一番の懸念としましては、建物が残ったまま撤退をされたときに、責任の所在がどこにあるのかというところを心配されているようにお聞きはしております。そういったことがあるので、ただ契約上は建物の撤去というのは、借主の方がすることになっておりますので、そういった中でそのことも前回のテーブル、3 者で集まった時には説明もさせていただいているというようなことの中で、その前提の中で今はあるというようなこととございます。以前と少し環境が変わっているということの認識を市はしているということです。

- 委員 質問です。今の話だと、神社の方に 30 年の契約だからその間は話をしないということで、そのお話を最初に神社とされたのはいつなんですか、この京丹後市に変わった時なのか、この使用貸借契約を結ぶときなのか。
- 中西部長 平成 15 年 3 月 3 日に旧久美浜町議会で議決をいただいて、使用貸借契約の特約付きの契約が成立しております。それ以降、平成 16 年 4 月に京丹後市に合併をしまして、そのときからのいつっていう明確なところはちょっと私自身は承知をしておりません。私も異動がありましてこの今ポジションにいます中で、交渉の過程という部分の日付っていうものが残っていないということがありまして、議会の会議録などで確認はこういった時期にということはあるんですが、その水

面下の交渉でいつというところはちょっと明確なものがないので、ただ時のそれぞれ担当者であったものが交渉はしていたのであろうというようなことの推測でしかないというようなことをごさいます。

- 委員 はい。推測の中で、この使用貸借契約が結ばれるときに、神社は知っていたのか、どうなんですか。神社の知らないところでこの平成 15 年の契約が結ばれている可能性もあるということですか。
- 中西部長 ちょっとそこについて、明確にお答えできる範囲のことは今私自身が承知していません。
- 会長 そこを知っていたかどうかを今から確認するのはなかなか難しいだろうと思いますけどね。ただそれぐらいその後の経過を見ると、はっきりしないことが多いということではあるかというように思います。

指摘 1 に対して中山市長が反論したことについて若干やりとりがございましたので、その反論が適正か或いは妥当でないかという、妥当であるかというような話について、ここで判定をする必要もないんですが、その過程で明らかになったことは、長いこと交渉がされてなかったけども本年に至り、一度、同じテーブルについたという話がなされているということまで明らかになったと。ただ、その方向性が 1 度の交渉の中で、次の方向性がどう出たかということにまでは明らかになるには至っていないということも今の説明ではっきりしたと、そういう話かというように思います。とりあえず指摘 1 については、このぐらいとして。また戻ることがあるかと思えますけども、指摘 2 は。

- 委員 念のための確認なのですが、土地の方の賃貸借契約の賃料の引き上げの手続きは結構頻繁になさっていますが、この時は、神社さんは出てこられたということですか。賃貸借契約相手方の変更の交渉には応じないという態度でおられたという理解でよろしいでしょうか。
- 中西部長 私もその当時に直接携わっていたわけではありませんが、そのようにお聞きをしています。
- 会長 何かそのあたり横から見ていると結構不思議な感じがしますが、だからストレートに理解が非常にしにくい話になっているところはありますね。私も同じ疑問持っておりました。

指摘 2 のところの論点に入ろうと思います。田中弁護士の見解について中山市

長の反論はもうちょっと長くなりますので、読むのはやめようかと思えますけども、回答として要するに色々借地権譲渡の裁判等もやってきたという話が書かれており、平成 30 年に至り乙と地主側との話し合い交渉のテーブルが設置できず、もって契約が整う見込みがないことを見極める中で、裁判手続きの検討調整を進めた経過がありますと、というようなことで、ただ、これも訴訟の提起自体を断念せざるをえなかったというような話が書かれており、そのあと書かれているのは要するにここに至って交渉のテーブルを持つことができなかったということが書かれていると。ここも色々書いてはありますけども、指摘 2 のところについて田中弁護士がおっしゃったことに対しての指摘に対して、その後、交渉が色々できてないんだというのが、一つの弁解になっていると、こんな話かなというように思っております。田中弁護士の見解が本当に正しかったのかどうかも結構難しいところがあって、私は民事がよくわからないんで、こういう話なのかなと思って聞いていたんですけども。田中弁護士がご専門なのでよく分かるかと思うんですけど。それはともかく、やはりここでも結局、交渉が実際にはちゃんとできてないということが一つの説明の根拠にされているという話かなというように思いますが。田中弁護士のご見解で固定資産相当額ぐらいもらったらどうかという、これも地方財政のあり方として根拠がないものをもらうわけにはいかないだろうということで、これ、もらい方が難しいなという話ではあるんだろうと思うんですね。だから、田中弁護士のその見解の大元はちゃんとした上でもらえるようにしたらどうかという話だろうと思うんですけど、そうはっきり言っているわけでもないわけですね。なかなかこの話は確定的な話が全然しにくいところがあるものですから全部を詰めようとしていくと根拠が非常にはっきりしないものばかりがあって、だからその上に理屈を組み立てるとというのが結構難しい話になってくると、そういう話だと思います。

- 委員 田中弁護士の相談の報告書を見ると、固定資産税相当額ぐらいもらってはどうかと思うが、それが的確かどうかわからないというふうに言っておられるので、もらえないんじゃないかと思っておられるんじゃないかと思うんです、この表現だと。表現について、そこをもらってはどうかというところだけ切り取ってきて、これ田中弁護士の見解だと言ったら多分、ご本人の言っておられることと違うので、ちょっとそれは申し立て側が妙な切り取り方をされているのではない

かと思いました。

- 会長 田中弁護士の真意は、根拠をはっきりさしてもらうべきだという言い方だろうと思うんですけどね。今すぐもらえらるおっしゃってないというのも、今の通りですね。
- 委員 この法律相談報告書ですね、これ中山市長の釈明請求書によると、もっぱら市の分析裁量をもって便宜を取りまとめた資料ということでもありますので、これ田中弁護士の発言がですね、どう、どこまで正確に記載されているのか微妙なニュアンスもあると思うんですけど、そこはやりとりがあったのかということは今ひとつこの報告書だけではちょっと明確にはとらえられないような気がいたしましたね。
- 会長 ですから田中弁護士の発言があったはずだということ、後で市の文書としてまとめた内容によればということになるんですけど、そうすると田中弁護士の真意とその文書との距離がどの程度あったのかということは、やっぱり詰めないといけないという話になるんでしょうけども、その適否を考えるべきでもないと思うまでもないということですかね。これは本審議会で考えればいい話だろうということになってくるということかと思います。
- 委員 この法律相談の報告書作成する時には、田中弁護士に一応確認を取るとか、そういう手続きはあるんでしょうか。
- 会長 法律相談ですからそれはやらないですよ。ですから田中弁護士がこんなこと言っていたよってという話で、それが法的にどこまで詰められるかとか或いは本当にこれでいいんですかっていうことは、普通の法律相談ではやらないと思います。ですから、相談業務の中で任意でお答えになられたことについてざくっとしたまとめとしての意味しかないという。この発言の正確性を再確認するというのはなかなか難しい話かなという気がしますね。ただ、直感的に田中弁護士が思われたのはこの程度のことかなという話で理解ができると。
- 委員 どうでもいいことなのですが、法律相談報告書の日付が平成 23 年になっているのですが相談日付は平成 24 年になっています。単なるケアレスミスでしょうか。どっちが正しいのでしょうか。
- 中西部長 平成 24 年が正しいです。
- 会長 指摘 2 のうち 1 が今の話で、2の方が、無償譲渡の案件は再度議会に出すべ

きだろうと。使用貸借の契約書の文面は 5 年と明記しているので継続しているとは言えないとの回答を得たが、何一つ実現していないという意見について言うと、これも色々書かれていますが、これは(1)の回答の 2 段目の最後になりますが、更新される場合も含めて議決をいただいたものであり、改めて議決をいただく必要はないと整理しておりますとあります。更新することも含めて議決をしたのだから、後は自動更新だという話になるのかどうか、議会の議決のあり方としてどうかという。これ議会の話ですので、議会で判断してもらわないとどうしようもない話かなというように思いますけどね。そのあと監査請求があつて監査の返事があると。2の(2)では、無償譲渡の案件はもう一度議会へ出すべきであろうと。5年と明記しているのは文面上、継続しているとは言えないというのが、請求者からの指摘ですけれども、これも田中弁護士の後から指導されたので無償譲渡の局面に至った場合にはということではないかという、これも付加的な説明ですから、当初のやりとりに対しての、後から追加された主張になるだろうというように思います。ですから、無償譲渡の継続について適法なんだという言い方で、何が根拠なのかさほど明確にはわかりにくいというのは私の個人の感想ではあるわけですね。指摘 3 にいきますと、令和 3 年 2 月 13 日から令和 33 年 2 月 12 日まで土地の使用貸借の契約の 30 年の更新がなされるも、議会での報告等がなく総務部長より報告があつたと、休憩時間において、これもよくわからないんですが、休憩時間における報告というのはどういうものなのかはあまり私よく知らないんですけども。これは議会の方では、議会が休憩時間に入るという宣言されるんですか。

- 中西部長 委員長が休憩をするという宣言をされます。
- 会長 その休憩中に報告というのは、聞いている方はちゃんと聞いたという話になるんですか普通は。
- 中西部長 はい。その当時のことを申し上げますと、あらかじめ委員長に、休憩時間中にこういったことのお話を委員の方にさせていただきたいということはお伝えした上で休憩中に、土地の賃貸借契約の更新に当たるものですので、議決事項でもないことではありますが、この間、色々ご意見も、議会の方からもいただいているというようなことがありますので、更新をさせていただきますという情報提供をさせていただいたということです。その趣旨で申し上げたということです。もうそれで休憩中というような形で、発言をさせていただいたという

ことでございます。

- 会長 いや、議会の方がそれでいいとおっしゃるのであればそれはいいのかなというように思いますけど。休憩というのは通常の正規の会議ではないというように考えれば、報告にも何にもなっていないんじゃないかなと思ったりするのですが、議会はそれで構わないという対応なんでしょうね。問題になっていないとすれば、よくその辺が普通の会議のあり方としてはわかりにくいんですけどね。
- 委員 この事項に関わらず、そういう休憩時間に報告をするということが、よくあることということですか。
- 中西部長 休憩ではないときになりますと、会議録に残るといようなことでございます。所管の委員会で様々な案件がある中で情報提供というような場合については所管の議員さんで構成するそれぞれの委員会に事前にお話をする案件というのはいつもということではないんですが、案件によってはございます。例えば、今回の総務委員会でございますと、土地だとか、未利用の土地を公募で売却をしようとする場合に、広くホームページ等でお知らせをする前に、こういったことをさせていただきますのであらかじめ議員さんにも情報提供を事前にさせていただきますというようにさせていただくというようなことがありますので、そういうことについてもそれぞれ議会の方と事前にお話をして、どういう場面でどうさせていただくのかということでの了解を得た上でさせていただいているというようなことは、よくではありませんがございます。
- 会長 一般的な情報提供案件について休憩中で議員が皆さんおられるから、全員協議会でもないでしょうけども事実上おられるから提供されると、それは理解できるんですけども、契約の締結みたいなものを契約の締結もこれは、地方自治法上の議会にかけないといけないものではないですよ。ないからという話ですか。議会にかけないといけないものであれば、休憩時間では困るわけですから。そうではない案件だから情報提供で行われたと、そういう話ですね。一応そういう整理をしておく。そんな話でしょうかね。そういうことなので、適法云々というところに関わってくる話ではないのだというのが、中山市長の答弁になると。指摘4につきましては、過去においても合併の決算委員会陳情等のみなと悠々については疑惑も指摘されております。私も、みなと悠悠という話がここで出たのは何回か記憶しておりますので出たというのは確かかと思えます。これに対する答

えについては、やりとりの経過訴訟があった云々ということ、その結果等について答えられているということで、説明がされているということになります。申立ての趣旨とそれから市長の回答とといいますか、反論の趣旨を突き合わせてみたところ、ちょっとはつきりしないことがありますけども、今言ったような内容になってくるかというように思います。さあ、これをどういうように、政治倫理条例との関係で扱うのかということが本論になってくるということになろうかと思えます。申出の過程の中身は今の請求について京丹後市政治倫理条例の第 3 条第 1 号を根拠に出されているわけですね。公職者としてその品位と名誉を損なう行為を慎み、公務の執行に関する不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこととこれに抵触しているんだということで、私はパッと見た時 3 号の方かなと思って見ていたんですけどそうでもないんですね。1 号ですけどこれに該当するかどうかということ。或いはその 1 号以外でも該当するものがあれば、政治倫理に関する話ですから審査会として、その対象範囲を狭める必要もないだろうという気がしますので、どれかの号に該当すれば政治倫理条例違反という判断をする、或いはそれに問題があるということの判断をするということは可能かなというように、若干広めの対応で考えていくことができるかなというように思っておりますが。という話ですが、どういふご感想をお持ちでしょうかというのを委員の皆さんにちょっとお聞きをしたいところなんですけども。

- 申立人 会長 2、3 分お願いできないでしょうか。
- 会長 どこかでまとめ若しくはそれでどこかで発言をお願いしようかなと思っていて、どのタイミングかというのをちょっと今考えているんですが、中の審議に入ったところと言えば、細かい未確定の意見も出したりしないといけないのでその際には、傍聴の皆さん方は退席していただいた方が審議しやすいということもあるんですね。ですので、今の段階で、そうですね、ご発言いただきましょうか。5 分ないし 10 分でおまとめいただければというように思います。
- 申立人 3 点ぐらいちょっと付け加えてご説明させていただきます。先ほど総務部長からも話がありましたように、蛭児神社との契約で、30 年の満期が来た時点で考えるけれどもそれまでは一切交渉に応じることはできないという発言がありました。そうならば、これ 3 年ぐらい前に京丹後市は再契約 30 年までやっているんです、神社と。これはもう一切この 30 年向こう 30 年も、この 3 年ぐらい前の契

約日から、もう途中で話し合いに応じていただけないということを前提にしているわけですか、これ。そういう疑問が生じます。それと、吉岡光義旧久美浜町長のときのアウルコーポレーションとの契約においてですね、5年間を過ぎたら翌日に所有権移転ということになっています、上物について。その蛭児神社との内諾が何らかの形で5年過ぎたらそういう形になりますよということがあってあったのかないのか。この契約をする以上は、僕はやっぱり取っておくべきだと思うんですよ。そこに市の大きな瑕疵が生じております。それから、3年前の再契約からですよ。3者で話し合ったのが、今年の10月という話がありましたが、もう毎日毎日、1週間1週間でもいいから、もうせつせつこの件を解決すべく努力がどこにも見られない。それから市の所有物で今一般の市民が借用したいと、1時間でも2時間でもお借りしたいという場合には使用料を払います。これは、固定資産税もない、使用料もない、まるっきりタダでこれを貸しているということなんですよ。そういうことについても問題がある。それからさらに、今、吉岡光義旧久美浜町長が蛭児神社の総代長になっておられます。その問題についても議会の総務委員会にお呼びして、経過をお聞きするとか、そういうことも何ら行われていない。解決しようとする姿勢が全く市の方には見られない。これまた30年契約して、途中で応じられないと言われたらこれ、どう弁解するんですか。それと、先ほど中西総務部長がおっしゃいましたが、アウルコーポレーションさんが撤退するときにはアウルコーポレーションさんが建物を解体してという話が出ましたが、あの契約が履行されたらそうかもしれません。あれはもう5年過ぎて10年以上経っている物件ですよ。それが例えば国の補助金が今年までか去年までか、リニューアルした場合に50%補助金が出るといっても、それも市の物件だからアウルコーポレーションさんにしたら、国の補助金を利用してリニューアルしようと思ってもできない。そういうリスクも負っておられたわけですよ。だから、簡単にアウルコーポレーションさんがそういう契約になっているから、うちが撤退するからと言って、自らが全部やらないと、取り壊してお返ししなければならないということに素直になるかどうか、これは裁判をやってみないとわからないですよ、これ。だって僕がオーナーだったら、やはりリニューアルしたいじゃないですか。あんなもうあの林田府政からずっと使ってきたもうぼろぼろですよ、外壁も。そんなものを直したくても、市の所有物件なので直すわけにはいかない。それでずっと

また営業しなければならない。もう商売人としてそんなリスクのある商売なんか続くはずないじゃないですか。そういうことを考えると、必ずしもアウルコーポレーションさんが素直に自分ところが撤退するときは、自分が全部取り壊して更地にしてお返しするという事に納得してもらえるかどうか、これは大いに疑問があります。そんな簡単な問題ではないと僕は思います。どちらにしても、とにかくあれが契約できて、きちっとアウルコーポレーションさんに譲渡できていれば、固定資産税がもう間違いなしに2,500、2,600万円は入ってくるはずが、1円も入ってきてない。この責任を市長はどう考えているんですか。今からもこんなものをずるずるずるずると進めていくんですか、これ。これを疑わずして、何の市にメリットがあるんですか。何もメリットはない。都合の良い言い訳ばかりしておられる。だから言いたくないようなことも言わざるを得ないことが起きてきております。以上です。ありがとうございました。

- 申立人 使用料が、料金がだんだん上がっていますね。これは、なぜこれだけ上がっているのかと。以前お願いをしました久美浜縣について、これのくみはまSANKAIKANという建物があるんですけどもこれも借地なんです。これは自治体が地域から借りているのですが16年からいまだに年間37万8,636円でずっと変わっておりません。京都府と契約した多分90万円、それがずっと続いているというように思われますけどもこれがだんだんと、もう極端な場合、毎年3年間、それもいっぺんに契約をしておるといような、片や譲渡はなされずに。土地の使用料は変えていいんですか、それだけは京丹後市も中に入って認めておると。これは3者の中で不思議でたまらないと。それから先ほど申しまして、住民は公共施設を利用すれば1時間いくらというような料金も納めておりますけども、こうやって、営業で利用している方がずっと一銭も納めない、というような格好で、一時は議会の怠慢かといいますか。補助金まで出した後、住民から指摘をされて、そして、その補助金を結果返還していただいたと。それを返還という言葉が悪いから寄付をもらうというような京丹後市の姿勢です。自分たちのミスを消すために、というような不可解なことがいっぱいあるわけです。前回の久美浜縣の時にも、前の委員長さんが言っておられました。もういっぱいあると。具体を上げたらきりがないと。今日は、ここは裁判の場ではございませんのであくまでも倫理、いわゆる常識の範囲でまた判断をしていただきたいと。付け加えまして、久

美浜縣の時も山田委員からあの決算はずさんだというふうなご指摘もいただいておりまして、決算で税務署の申告をごまかすなどということはもってのほかだというように思いますし、また、それに関連する業務提携書というものが平成 18 年に作られたとその時から平成 30 年まで労働の派遣法の違反をしていたと、それを京丹後市は認めたということが会議録にも出ておりますのですべてめちゃくちゃであるというように私は思っております。以上です。

- 会長 色々ご意見も伺いました。これからはちょっと委員の方での自由なやりとりもする必要がございますので、傍聴についてはここまででご遠慮いただければというように思っております。答申につきましては、申し立てから 60 日以内というのが回答の期限でございますので、多分 1 月 14 日ですが期限になっておりますから、年末年始かけて答申を必ずいたしますので、お待ちいただければというように思っています。
- 委員 会長、会議を非公開にする場合には出席委員の 3 分の 2 以上の同意が必要であるということになっておりますが。
- 会長 すみません。手続きがございます。非公開の手続きにしたいと思っておりますがよろしゅうございますでしょうか。

(…… 委員全員同意 ……)

- 会長 すみませんが、そういうことですので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。